

阿南市福祉避難所運営マニュアル

「新型コロナウイルス感染症対策編」

令和 2年 10月
阿南市危機管理部

目次

	ページ
はじめに	1
第1章 事前準備	1
1 住民への周知	1
(1) 福祉避難所について理解の増進	1
(2) 感染症が収束していない中で避難する際の留意事項	2
2 物資・資材等の準備	2
(1) 福祉避難所用（共用）	3
(2) 福祉避難所運営職員用	3
3 避難所不足への対応	4
(1) 教室等の活用	4
(2) 宿泊施設（ホテル、旅館等）の活用	4
(3) 支援人材の確保	4
(4) トイレの洋式化	4
(5) 広域避難の検討	4
4 福祉避難所の感染防止対策の確認	4
(1) 未整備事項の確認	5
(2) 指定避難所での健康状態の確認	5
5 福祉避難所における感染防止のための環境整備	5
(1) 福祉避難所のレイアウト等（ゾーニング）の検討	5
(2) 居住スペースにおけるレイアウトの検討（飛沫感染等の防止）	6
(3) 体調等不良者への対応の検討	7
(4) 避難者の健康管理	8
(5) 職員等の防護体制	8
6 訓練の実施	9
第2章 災害時の対応	9
1 福祉避難所の感染対策	9
(1) ゾーニングの実施	9
(2) 事前受付の設置	10
(3) 居住スペース受付の設置	12
(4) 感染予防対策の徹底	12
2 避難者等の健康管理	16
(1) 相談窓口の設置	17
(2) 体調等不良者が発生した場合の対応	17
(3) 感染者が確認された場合の対応	17
3 人権保護	17
福祉避難所新型コロナウイルス感染症対策事前準備チェックリスト	19～21
福祉避難所での新型コロナウイルス感染症対策ラウンドチェックリスト	22～26
新型コロナウイルス感染症疑い者発生時の対応チェックリスト	27～29

様式	様式 1	避難者カード・・・・・・・・・・・・・・・・	(2)
	様式 2	健康状態チェックカード・・・・・・・・	(2)
	様式 3	健康状態チェック表・・・・・・・・	(8)
別紙	別紙 1	福祉避難所に関する周知事項・・・・・・・・	(1)
	別紙 2	新型コロナウイルス感染症が収束しない中での災害時の避難・・	(2)
	別紙 3	避難所の物資・資材リスト（新型コロナウイルス感染症対策用）	(3)
	別紙 4	ゾーニング例・・・・・・・・	(5)
	別紙 5	避難所内のゾーニング例（パーティション・テントを利用）・・	(6)
	別紙 6	事前受付のレイアウト例・・・・・・・・	(6)
	別紙 7	新型コロナウイルス感染症疑い者発生時の対応フロー・・・・・・・・	(8)
	別紙 8	ネームカード例・・・・・・・・	(12)
	別紙 9	物品支給のレイアウト例・・・・・・・・	(13)
	別紙 10	新型コロナウイルス感染症対策・・・・・・・・	(13)
	別紙 11	新型コロナウイルス感染対策のための 避難所でのごみの捨て方について・・・・・・・・	(13)
	別紙 12	熱中症予防のために・・・・・・・・	(14)
	別紙 13	エコノミークラス症候群予防のために・・・・・・・・	(14)
	別紙 14	感染症対策（トイレ利用時）・・・・・・・・	(14)

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に拡大している中、高齢者や障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者に対して福祉サービス等を提供する社会福祉施設等では、外部からの面会や地域住民との交流を制限するなど、利用者への感染防止に全力で取り組んでいます。

今回のようにウイルスに対する対処方法が確立していない中において、大規模な自然災害が発生すれば、福祉避難所となる社会福祉施設は、利用者への感染防止に万全を図りながら、外部から避難者を受け入れることとなります。

阿南市福祉避難所運営マニュアル（令和2年3月）でも感染症対策について記載していますが、施設の利用者の感染防止にも支障がでないようこのたび、「新たに追加すべき対策」及び「拡充すべき対策」をとりまとめました。

第1章 事前準備

1 住民への周知

新型コロナウイルス感染症等が流行している状態で福祉避難所を開設し、施設の感染防止を図るには、地域住民の方の理解と協力が不可欠です。市は平時より、地域住民の皆様に対し、福祉避難所の役割や同施設における感染防止の取り組み等について理解を深めていただくよう情報発信を行うこととしています。

特に、福祉避難所となる社会福祉施設等の利用者や家族の方には丁寧な説明を行い、福祉避難所設置時における不安をなくすよう取り組みます。

そのため市は、以下の内容を説明会及び防災訓練による他、ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等により周知啓発します。

（1）福祉避難所について理解の増進

福祉避難所の位置づけ、必要性、開設までの流れ等について地域住民に周知し、開設・運営を円滑にするとともに福祉避難所となる施設の不安を軽減します。

周知する内容：【別紙1】「福祉避難所に関する周知事項」

- 福祉避難所は二次的避難所で原則、発災後に直接避難することはできません。（要配慮者の方も指定避難所に避難していただきます。）
- 福祉避難所は市が必要性を確認後、社会福祉施設等に要請し、了承を得て開設します。
- 福祉避難所は、発災後、3日目以降に開設することを目安としています。
- 福祉避難所へ入所していただく方の決め方は、保健師等が指定避難所において要配慮者の方のスクリーニングを行い、優先順位の高い方から本人の同意を得て入所していただきます。
- 福祉避難所には介護にあたる家族等の方も入所できます。
- 緊急入所、病院への入院が必要な方は原則、福祉避難所の入所対象者とはなりません。

- ・感染症が収束していない中で福祉避難所を開設する場合は、施設の利用者と避難者の動線を完全に分離します。（施設内で利用者と避難者が接触しないようにします。）

(2) 感染症が収束していない中で避難する際の留意事項

要配慮者の方が指定避難所に避難する際の留意事項ともなりますが、福祉避難所に入所する際も、同様の準備が必要となります。

周知する内容：【別紙2】「新型コロナウイルス感染症が収束しない
中での災害時の避難」

ア 避難所以外への避難の検討

災害発生時において、水害による浸水や地震による家屋倒壊、津波浸水の危険性が無く、感染症リスクの低い自宅で居住を継続できる場合は、自宅避難等を検討していただきます。一方で在宅避難、車中泊避難では「熱中症」や「エコノミー症候群（血栓症）」のリスクが高くなる場合があります。対策を検討しておく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染のおそれがある場合は、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人宅への避難していただくこととします。

イ 衛生用品等の準備

避難に備え、マスク、体温計、除菌シート、ビニール手袋等の衛生用品、スリッパ、ゴミ袋等を用意しておきます。また、服用している薬、めがね、補聴器、杖に加え健康状態が分かるお薬手帳、障がい者手帳等、各人の健康維持に係る物品等も持参できるようにしておきます。

ウ 事前マスクの徹底

避難所へ行く際には必ず「マスク」を着用します。

エ 避難者カード及び健康状態チェックカードの事前準備

受付時の混雑を避けるため、避難所受付用の【様式1】「避難者カード」を事前に記入し、用意しておきます。また、避難所に行く際、【様式2】「健康状態チェックカード」を記入し、避難者カードとともに持参します。

オ 避難所内の感染症対策の周知

常に人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空けます。

2 物資・資材等の準備

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・資材等の備蓄に努めることとしておりますが、新型コロナウイルス感染症対策に有効と判断できる衛生用品その他必要な物資等を優先的に準備します。

また、各施設毎、【別紙3】「避難所の物資・資材リスト（新型コロナウイルス感染症対策用）」の例にならいリストを作成しておきます。

(1) 福祉避難所用（共用）

・衛生用品

物品名	目的
液体せっけん	手洗い
アルコール消毒液	手指、物の消毒
ペーパータオル	トイレの手拭き
※1 マスク	感染予防

・扇風機等

物品名	目的
扇風機、サーキュレーター	部屋の換気
加湿器	乾燥防止(感染対策)
スポットクーラー	冷房及び換気
※2 ストープ（送風できるタイプ）	暖房及び換気

・テント、パーティション

物品名	目的
※3 簡易テント	感染防止、主に症状のある者等の 隔離
※3 パーティション（1.8m以上の高さ）	
※4 仮設トイレ	

※1 マスクは持参していない避難住民に配布する。

※2 ストープは停電時使用できるタイプも取得する。

※3 テント、パーティションは避難所での収容人数を多くするため、居住スペースでも使用する。

※4 居住スペースと専用スペースのトイレを分ける必要があるが、据え付けトイレでは対応できないとき、仮設トイレを用いる。

(2) 福祉避難所運営職員用

・衛生用品

物品名	目的
マスク	感染予防
フェイスシールド	
使い捨て手袋（ビニール手袋）	
防護服、レインコート（防護服の代用）	
非接触型体温計	検温
タオル	清掃

○使用方法等

- ・マスクは常時着用する。

- ・フェイスシールド及び防護服は受付時及び症状のある者等に対応する時等において、飛沫感染及び接触感染を防止するため着用する。
- ・使い捨て手袋は多数の方が触れる場所での作業時（清掃、物資の運搬等）に着用する。（一連の作業終了ごとに交換する。）
- ・非接触型体温計は受付時、入所者の検温に用いる。

3 避難所不足への対応

入所者間で2mの距離を確保するゾーニングを行うと避難所のスペースが不足することが予想されます。これまで福祉避難所の事前指定を進めてきた社会福祉施設等以外の施設の活用を検討する等、市は、避難所不足に備えた対策を進めておきます。

(1) 教室等の活用

学校を避難所として活用する場合、他の避難者と接触の少ない教室等を活用できるようにしておきます。（教育委員会との調整による。）

(2) 宿泊施設（ホテル、旅館等）の活用

要配慮者の避難先として宿泊施設が利用できる体制を整えておきます。

市は、大規模災害時、宿泊施設を福祉避難所として活用することを検討しておきます。宿泊施設を福祉避難所として指定する場合の考え方・手順については阿南市福祉避難所運営マニュアル（令和2年3月）内の【資料1】「宿泊施設の活用について」で説明しています。

(3) 支援人材の確保

福祉避難所の支援人材（専門家）について市は、関係団体・事業所と協議し、協定を締結し、要請先リストを作成します。（阿南市福祉避難所運営マニュアル 14頁）その際、宿泊施設、教室等を福祉避難所として活用する場合に必要な人材の確保についても検討しておきます。

(4) トイレの洋式化

福祉避難所となる施設は、洋式トイレや多目的トイレの設置が望ましいため、指定を受けようとする宿泊施設においては、和式トイレの洋式化等を検討します。（改修費用については、福祉避難所となる宿泊施設向けの補助制度の活用を検討します。）

(5) 広域避難の検討

市内の福祉避難所だけでは不足する事態に備え、県及び近隣市町と協議を行い、被害がなかった市町の福祉避難所が利用できるよう相互の協力関係を構築します。

4 福祉避難所の感染防止体制の確認

市と施設の管理者が福祉避難所として利用できる設備（トイレ、空調等）や資機材を確認し、必要な準備を整えた上で、福祉避難所として開設します。

(1) 未整備事項の確認

福祉避難所の感染防止体制については、事前準備チェックリストを用いて整備状況を確認し、未整備事項について整備を進めます。

また、感染症流行下で福祉避難所を開設する場合を想定した役割分担、手順等を行政、福祉避難所双方で確認しておきます。

【19～21頁】「福祉避難所新型コロナウイルス感染症対策事前準備
チェックリスト」

(2) 指定避難所での健康状態の確認

指定避難所において要配慮者の方も「健康状態チェック表」により健康状態の確認を行います。福祉避難所へ移動する前に保健師等が再度健康状態の確認を行います。感染症が疑われる症状がある場合は、福祉避難所への移動は見合わせていただきます。保健所と連携して医療機関等で受診していただき、感染症の疑いが無くなったことを確認後、福祉避難所に移動していただきます。

5 福祉避難所における感染防止のための環境整備

社会福祉施設等に福祉避難所を開設する場合には、当該施設の利用者への感染防止策を徹底し、利用者やその家族が安心できる状態で福祉避難所を開設する必要があります。

そのため、利用者と避難者の動線を完全に分離し、利用者と避難者が接触することがないようにしたうえで、福祉避難所を開設します。また、社会福祉施設等以外の福祉避難所においても、避難者と他の施設利用者の接触を防止します。

(1) 福祉避難所のレイアウト等（ゾーニング）の検討

ア 動線の分離

福祉避難所となる施設に利用者がある場合には、利用者と避難者の動線を完全に分離し、利用者と避難者が接触することのないレイアウトを検討します。

- トイレ、洗面所については、利用者と避難者が共用しないようにします。避難者専用のトイレが確保できない場合は、仮設トイレの設置を検討しておきます。
 - 風呂など利用者と避難者の利用場所の分離が難しい場合には、利用日や使用時間を分けるなどの運用により、接触を避けるようにします。
- ゾーニングを検討する際の参考資料：【別紙4】「ゾーニング例」

イ 福祉避難所スタッフの専従化

※福祉避難所スタッフについては、可能な限り福祉避難所専従とし、利用者の居住スペースと福祉避難所間の人々の往来を減らします。

※福祉避難所スタッフ：福祉避難所で継続的に避難者の支援にあたる者（概ね避難者10人に1人の相談員、介護職員、市の担当職員、ボランティア等）

(2) 居住スペースにおけるレイアウトの検討（飛沫感染等の防止）

ア 占有場所のレイアウト

避難者の占有場所（生活スペース）については、2mの間隔を確保するようにレイアウトを作成します。また、飛沫感染を防止するため、通路を歩行する方の顔よりも高いパーティション（高さ1.8m以上）や簡易テントなどで占有スペースを区切ります。

なお、パーティションなどを用いることにより、避難していただく方の人数を増やすことができます。

ゾーニングでパーティション等を活用する際の参考資料：

【別紙5】「避難所内のゾーニング例（パーティション・テント活用）」

イ 段ボールベッド等の設置

床が土足仕様の場合は、床にブルーシート等を敷き詰めて、その上では上履き仕様として、土足を禁止します。靴は靴袋に入れて保管します。

さらに床からのホコリを吸い込まないように、段ボールベッド等を設置します。立ち上がり等も考慮し、高さ30～35cm程度のベッドが望ましいと考えられます。

ウ 事前受付の設置

避難所に訪れた人が最初に立ち寄り、避難所に入る前に発熱やその他体調不良のある方（以下「体調等不良者」という。）を早期発見できるように、避難所施設入口の外に事前受付を設置します。

- ・雨避けが無い施設においてはテント等を設置します。
- ・持ち物の確認や健康状態のチェック等、対面での会話を行う受付カウンターには、飛沫感染防止パネル等を設置します。
- ・避難者への物品の受付について、居住スペースの外に受付場所を整備し、居住スペースへの施設外からの入室を制限します。
- ・体調等不良者を専用スペースへ案内するスタッフはPPE：Personal Protective Equipment（マスク、フェイスガード、使い捨て手袋、ガウン等）を装着します。

事前受付を検討する際の参考資料：

【別紙6】「事前受付のレイアウト例」

エ 避難所内受付の設置

避難所内の居住スペース入り口付近に避難所内受付を設置します。

避難者カード及び健康状態チェックカードを受領し、避難者の掌握を行うとともに各避難者の生活スペースの割り振りを行います。

- ・受付カウンターに飛沫感染防止パネル等を設置します。

オ 動線の分離

専用スペースと居住スペースは動線を分離したレイアウトを検討し、なるべく動線が交差することを避け、一方通行とします。

カ ゴミの処置

避難所のゴミの分別ルールを策定し、掲示物等で周知します。

避難者が共有するゴミ箱は設置しません。ゴミは各世帯ごとにまとめ、ゴミ袋の口を縛って保管、回収するようにします。

なお、手洗いのペーパータオルのゴミの処置等、共用のゴミ箱が必要な場合は、蓋つきの足踏み式を設置します。

キ 直接避難者への対応準備

福祉避難所施設へ直接避難してきた場合に備え、一時的な受入れスペースの設置を検討しておきます。災害発生直後の避難において要配慮者を一般避難所に安全に避難させることが困難な場合などにおいて、福祉避難所施設に直接避難してくることが考えられます。発熱者等も避難してくる可能性があるので専用スペースの設置も検討しておきます。

なお、事後の直接避難者への対応については市災害対策本部と協議して決めることとなります。

(3) 体調等不良者への対応の検討

体調等不良者は、医療機関等で受診（検査）できるまでの間、専用スペースで待機していただくこととなります。

ア 専用スペースの確保

福祉避難所へ避難後に体調等不良者が発生した場合に備え、体調等不良者のための専用スペースを確保します。

可能な限り個室とし、専用のトイレ、洗面所を確保します。専用のトイレが確保できない場合は、仮設トイレの確保を検討します。

なお、個室が確保できない、あるいは体調等不良者が複数発生するなど個室が不足する場合は、パーティション、簡易テントでスペースを区切って所要の専用スペースを確保します。

さらに体調等不良者の専用スペースを確保する手段として、宿泊施設等の活用も検討しておきます。

イ 移送及び受診（検査）の手順

体調等不良者が医療機関等において受診（検査）する際の移送の手順について確認しておきます。（現在は、保健所が検査の必要性を判断し、必要と判断した場合の検査場所への移送等を一元的に管理統制している。

移送は保健所の専用車、救急車、本人・家族の車両の中からいずれかが選択される。）

ウ 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

軽症であっても避難所に滞在することは適当でないため、感染者用の医療機関や宿泊施設へ移動（移送）する際の手順について、保健所との間で検討しておきます。

なお、事後の処置事項として、避難所における消毒方法とその範囲、避難者の移動の必要性及び移動先等について、保健所の指導の下、検討しておきます。

さらに迅速な対応のため、発生時の対応フローや対応チェックリストなどを準備しておきます。

感染症疑い者発生時の対応フロー検討の参考：

【別紙7】「新型コロナウイルス感染症疑い者発生時の対応フロー」
【25～27頁】「新型コロナウイルス感染症疑い者発生時の対応チェックリスト」

エ ゴミの取り扱い

専用スペースのゴミはウイルスが付着している可能性が高いゴミとし、居住スペースのゴミ（普通廃棄物）とは区分して取り扱います。

(4) 避難者の健康管理

避難者の健康状態の確認について、体調等不良者が出た場合、早期に掌握し、対応できる体制を事前に検討しておきます。

- 市は感染症が拡大しているときに体調等不良者が出た場合の対応方法を事前に保健所、医療機関等と協議し、確認しておきます。
- 避難者が受付時、「健康状態チェックカード」を提出してもらい、状態を確認しますが、入所後も継続的に体調等の状態を把握するため【様式3】「健康状態チェック表」を入所者全員に準備し、体調等不良者の早期発見に努めます。
- 避難所運営スタッフ（保健・衛生担当）は毎日、健康状態チェック表を閲覧するとともに、本人、支援者への聞きとりなどにより状態を把握し、症状のある入所者は医療機関につなぎます。感染疑いのある者については検査、移送等について保健所と対応を協議することになります。
- 市は定期的に福祉避難所に保健師等を巡回させ、入所者の感染症予防や基礎疾患の悪化の防止を図ります。

(5) 職員等の防護体制

- 福祉避難所となる施設の利用者や福祉避難所で避難者の介護等を行う職員の防護体制や、体調等不良者が出た場合の専用スペースでの対応方法等について保健所と事前に協議しておきます。
- 福祉避難所となる施設の職員や福祉避難所の運営スタッフと避難者は、トイレや洗面所を共有しないようにします。
- 疲労を防ぐため、県を通じた外部からの支援チームの受け入れについても検討しておきます。

6 訓練等の実施

市又は社会福祉施設等が実施する研修会、防災訓練等を通じ関係者の感染症対策に関する意識の啓発、知識技術の習得を行います。

- ・市は社会福祉施設の職員や福祉避難所の職員になるスタッフを対象に感染症対策の知識や技術を習得する研修や訓練を行います。
- ・要配慮者にはマスクの着用や手洗い、ゴミの処分方法、人と2m以上の距離をとることなど感染症予防策について周知します。
- ・訓練では衛生対策、3密回避等の掲示物も設置し、効果等を検証しておきます。

第2章 災害時の対応

福祉避難所における感染症の感染防止のためには、福祉避難所となる施設の利用者や施設の職員、福祉避難所の避難者や運営スタッフ、その他避難者の支援者等が一体となって、感染対策に取り組む必要があります。そこで、感染防止のための福祉避難所の開設・運営方法を定めます。

1 福祉避難所の感染対策

(1) ゾーニングの実施

事前に検討したレイアウトに従い、福祉避難所のゾーニングを行います。福祉避難所では、飛沫感染防止、接触感染防止、クラスター（集団感染）の発生を防止するため、ゾーニングの際、以下をチェックします。

目的	実施内容
飛沫感染防止	福祉避難所の生活空間（占有空間）は世帯（要配慮者＋支援者など）で6㎡以上確保し、各世帯間で2m以上間隔を空ける。
	生活空間を設営する際、パーティションや簡易テントを活用し、プライバシーを確保する。
	食事は、なるべく各世帯ごと、生活空間でとるようにする。食事スペースを設ける場合はテーブルを挟んで互いに向き合わないよう、席を配置する。（横並び、対角にすわる等）また、混みあわないようにローテーションでとるようにする。
	空調の排気ルートや風向きを確認し、各生活空間の入り口に向かって飛沫が流れこまないようにする。
接触感染防止	トイレ、洗面所を含め利用者と避難者の生活空間を分離する。据付けトイレが使用できない場合は、仮設トイレ等の確保を検討する。
	支援者以外と避難者がなるべく接触をしないよう、福祉避難所として使用する部分はバリアフリーとする。（避難者が自力で移動できるようにする。）
	福祉避難所の運営スタッフはなるべく専属とし、施設の利用者のスタッフを兼務する者は、最小限の者が避難所運営に関わるようにする。
	風呂は利用者と日を分けるか、利用者が使用後に入浴を行うなど工夫する。いずれの場合も使用前後に清掃と消毒を念入りに行う。

接触 感染 防止	複数人で共用するものは、こまめにアルコール消毒をする。
	福祉避難所内は上履きとし、床面は1日に1回以上清掃する。車椅子で外に出た場合は、タイヤを清掃し、消毒する。
	仮設トイレを設置する場合には、自動で汚物を密閉できるタイプなど、ウイルスに触れる可能性の低いものが望ましい。また、仮設トイレについては、正しい使い方を避難者に説明し、ポスターを掲示する。
	トイレにはペーパータオルを設置し、手の衛生が保てるようにする。
クラスター 防止	避難所に入出入りする人を限定するため、避難者は、要配慮者1人につき、同行できる支援者を1名までとする。
	事前受付を設置し、体調等不良者を入所前に確認できるようにする。
	体調等不良者を隔離するための個室（専用スペース）を用意する。個室が確保できない場合は、簡易テント等を用いて専用スペースを設置する。体調等不良者は、トイレ等も他の避難者と分離する。

(2) 事前受付の設置

ア 設置場所

避難者の健康状態を確認するため、避難所の入り口の外に事前受付を設置します。

- 避難所開設と同時に事前受付を設置し運営します。
- アルコール消毒液を設置し、雨天時は必要に応じテントを設置します。
（福祉避難所の施設に接する渡り廊下等がある場合、その廊下を「事前受付」設置場所とする等、各避難所に応じた対応をします。）
- 避難者のマスク着用、手洗い、消毒の徹底について促します。
（マスクを持参していない方にはマスクを配布します。）

イ 体調等の確認

事前受付で検温や問診により体調等を確認します。

- 避難者、支援者及び来客等施設に入る全ての方の事前受付を行います。
- 検温等するスタッフはマスクに加え、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服等を着用します。
- 検温は非接触型の体温計を用います。
- 健康状態チェックカードを確認し、健康状態を確認します。このカードを持参していない方については、受付前に記入してもらいますが、その際、密にならないよう記入場所において間隔をあける処置を実施しておきます。
- 筆記用具も使用後そのまま使いまわしをせず、毎回使用前後に消毒を行うか、クリップペンシルを用います。
- 事前受付で①「体調等不良者等」：感染疑いのある者と②そうでない方をスクリーニングします。

- ・指定避難所で福祉避難所への移動前に健康状態のチェックを受け、異常が無いことが確認されている場合は、体調等の確認は省略することができます。

ウ 各スペースへの誘導

事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースに誘導します。

- ・避難者が体調等不良者の場合、専用スペースに誘導し、異常のない方は、居住スペースに誘導します。
- ・体調等不良者が支援者や避難者家族等の場合は、施設内へ入ることを認めません。
- ・受付後、避難者自ら移動できるよう、案内看板や養生テープ等で動線を確認できるようにしておきます。
- ・体調等不良者は、診察（検査）が必要であることから、阿南保健所と連携し、市災害対策本部経由で指定された医療機関等及び移送手段に基づき搬送します。
- ・医療機関等へ移送するまでの間、専用スペースで待機していただきます。
- ・専用スペースで待機している避難者に対する支援者等の面会については医師等の指示に従います。

エ 受付設置前に居住スペースに入所した方への対応

他の方と同様に、事前受付に並んでいただき、検温及び体調の確認を実施します。

オ 物品の受付

物品の搬入などで、居住スペースに必ずしも入る必要が無い方に対応するため、事前受付の近くに物品の受付スペースを設けます。（極力施設の人の出入りを少なくします。）

カ 直接避難者への対応

災害後、福祉避難所の開設前に、地域住民が緊急避難的にやむを得ず避難してきた場合で、施設の判断で受け入れる場合も健康確認を行い、前項と同様の処置を行います。（利用者と接触させない事及び体調等不良者は専用スペースで隔離、速やかに受診の手続きをとるなど、基本的な感染予防策をとります。）

(3) 避難所内受付の設置

居住スペース入口付近に避難所内受付を設置します。

ア 避難者カード等の管理

避難所内受付で避難者カード及び健康状態チェックカードを受領し、管理します。避難者カードは避難者名簿となるため、避難所運営本部内で電子化して管理します。

避難者カードを持参していない方には受付前に記入してもらいますが、その際、事前受付時と同様に密にならない処置と筆記用具の衛生対策を行います。

イ 「ネームカード」の配布

受付の際、避難者に「ネームカード」を配布します。ネームカードを保有していない者は、原則、避難所への立ち入りを不可とします。

ネームカード作成の参考：【別紙8】「ネームカードの例」

ウ 衛生対策等に関する助言

避難者が入所の際、避難所内での基本的な衛生対策及び健康対策について助言しておきます。

- ・居住スペース内での土足の禁止について徹底します。（外靴は靴袋に入れ保管）
- ・気温、湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症の危険があることから、その予防策として、水分・塩分の補給及び周囲の人との距離を取ったうえで、適宜マスクを外して休む必要があることを周知します。（特に高齢者、障がい者、子どもは脱水症状を起こしやすいため注意を促します。）

エ 居住スペース内での避難者の割り振り

- ・居住スペース内における各避難者の生活スペースの割り振りを行います。

(4) 感染予防対策の徹底

ア 事前受付の継続

事前受付の体制を継続し、避難所に人の出入りがあるたびに検温と体調等の確認を実施します。

イ 避難所運営組織による指導体制

- ・避難所運営組織の保健・衛生班担当が中心になると思われませんが、感染予防について役割分担を明確にして指導する体制を組織します。
- ・避難所の全員に「健康状態チェック表」を配布し、毎日体温と体調を食後（朝、昼、夕）に確認してもらいます。

- 避難者やスタッフが、軽い風邪症状など、少しの体調変化であっても相談しやすい環境を作ります。
- 高齢者・基礎疾患を有する方等は重症化するリスクが高いため、医師や保健師等の巡回や医療機関への受信が可能な体制を構築し、基礎疾患の治療や健康状態の確認が継続的に行われるようにします。
- トイレ、洗面所、物資配布場所等では待機中に密集にならない運用が必要であり、逐次必要な対策をとります。

密集対策の参考：【別紙9】「物品支給のレイアウト例」

- ポスターやチラシの作成に加え避難所運営会議等を活用し、関係スタッフから避難者及び運営スタッフを対象に感染防止のため以下の運営上の留意点を周知し、実行します。

感染症対策として避難所で掲示又は避難者に配布する参考資料：

【別紙10】「新型コロナウイルス感染症対策」

ウ 個人の留意点

○基本的な感染予防策の徹底

- 会話をする際は、お互いの距離をできるだけ2m（最低1m）を保つことを心がけます。
- 手洗いの励行、マスクの着用等を心がけます。また、外部から避難所内に入るときやドアノブ等の共有部分に触れた後は、アルコール消毒を徹底します。
- また、手洗い前の汚れた手で無意識に目や口を触らないようにし、アルコール消毒は、手を乾かしてから行います。
- 飛沫感染を最小限にするため、食事の際、以下の事項に留意します。
「居住スペースの自らの生活スペース」以外でとらない。
食事スペースがある場合には、決められた時間にとり、また、横並び、対角に着座するなど対面での食事はしない。
家族等（支援者）以外の人と一緒にとらない。
- ゴミは、世帯単位で避難所のゴミの分別ルールに従ってゴミ袋に入れ、ゴミ袋の空気を抜き、縛って密閉してから廃棄します。
（特に使用後のマスク、ティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れ密閉してから廃棄します。）

避難所で掲示又は避難者に配布する参考資料：

【別紙11】「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所での
ごみの捨て方について」

○日々の健康確認

- 毎日、検温、体調確認を行い、異常があれば避難所の運営スタッフにすぐに伝えます。

○熱中症等対策

- ・喉が渴いたと感じる前にこまめに水分補給を行います。
 - ・ときどき軽い運動を行い、エコノミークラス症候群を予防します。
- 避難所で掲示又は避難者に配布する参考資料：

【別紙12】「熱中症予防のために」

【別紙13】「エコノミークラス症候群予防のために」

○トイレ使用時の留意事項

- ・トイレ利用時、専用のスリッパ等を使用します。（ダイヤモンド・プリンセス号の調査でトイレ（特に便器の周り）の床から最も多くのウイルスが確認されている。）
- ・車椅子の車輪はトイレ使用後に消毒します。
- ・使用前に便座及びレバーを除菌シート等で消毒します。
- ・洋式トイレの場合、使用後は便器の蓋を閉じてから流します。
- ・個室でない便器（男性用の小便器）の利用にあたっては、一つおきに使用します。

避難所で掲示又は避難者に配布する参考資料：

【別紙14】「感染症対策(トイレ利用時)」

エ 避難所運営スタッフの留意点

○手洗い石けん液及びアルコール消毒液の配置

- ・アルコール消毒液を受付、各入り口やトイレ、洗面所、配食場、ゴミ置き場付近等に設置します。また、手洗い石けん液をトイレ及び洗面所に配置します。
- ・アルコール消毒液は、開封日を記載し、使用期限を設け、使用状況を定期的に確認します。（継ぎ足しではなく、使い捨てが望ましい。）

○運営スタッフの感染防止対策

業務内容に応じた※PPEを装着し、感染防止対策を徹底します。

- ・介護等：マスク、フェイスガード等、使い捨て手袋、ガウン（防護服）
1人対応ごとに手洗い、手指消毒
- ・相談受け：マスク、フェイスガード等、1人対応ごとに手洗い、手指消毒
- ・清掃、ゴミ回収等：マスク、フェイスガード等、使い捨て手袋、ガウン（防護服）作業後手洗い、手指消毒

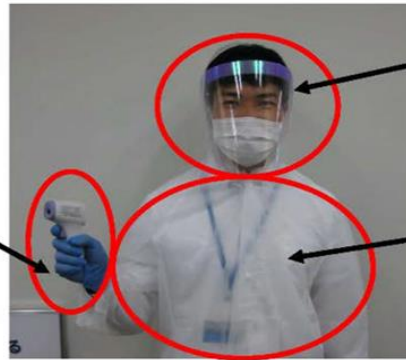
◎専用スペースでは使い捨て手袋を2重にします。

※PPE（Personal Protective Equipment）：個人用防護でPPEの種類としてマスク、目の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）、長袖ガウン、手袋があります。長袖ガウンについてはレインコート（カッパ）など、体を覆うことができ、破棄できるもので代替可能。撥水性があることが望ましい。

装備品 (PPE)

- ・ゴム手袋
- ・非接触型検温器

PPE: Personal
Protective
Equipment



- ・フェイスシールド
- ・マスク

- ・カッパ

OPPEの取り換え

- ・専用スペースで作業したスタッフは、そのまま引き続いて居住スペースに入らないようにします。PPEを取り換えてから居住スペースに入ります。

○清掃、消毒の徹底

- ・トイレ及び洗面所は1日3回以上の清掃及び消毒を行います。トイレは目に見える汚れ、汚物があればその都度洗い流し、消毒液を使用し、清拭します。
- ・手すり、ドアノブ等の人々が接触する共用部分は1日2回以上の消毒を行います。（人が多い場所では就寝時間帯を除いて3時間に1回程度消毒を行います。）
- ・作業後、使い捨て手袋をとった後、手洗い、消毒を行います。

○ゴミの処理

【居住スペース及び専用スペース共通】

- ・避難所のゴミの分別ルールを確認し、避難者にチラシ、ポスター等で周知します。
- ・ゴミ袋の空気を抜いて、しっかり縛って封をして廃棄します。
- ・ゴミを回収するスタッフは、回収の際には、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド、防護服等を着用し、作業後、使い捨て手袋を脱いだ後は必ず石けんで手を洗ったうえで、手指消毒を行います。

【専用スペース】

- ・専用スペースのゴミはウイルスが付着している可能性が高い廃棄物として取り扱い、ゴミ袋に赤色のテープを貼るなどして明示します。
- ・ゴミ袋を廃棄するゴミ箱は蓋つきを使用し、ゴミ箱の内側に大きめのゴミ袋を取り付けます。
- ・PPEは手袋を2重にします。
- ・ゴミ箱にゴミ袋を廃棄する際は、ゴミ袋をしっかり縛り、ゴミ袋の外側にアルコール消毒を行った後、2重にしていた外側の手袋も一緒に廃棄します。ゴミ箱が一杯になる前に処理しますが、外側のゴミ袋を縛った後、赤色のテープを貼るなどします。

○換気の徹底

- ・30分に1回以上、5分程度、窓を全開する定期的な換気を実施します。その際、出入口も開放し、風が弱い場合は、窓の方向に扇風機などを向けて空気を循環させます。トイレは小窓を空け、換気扇を作動させておきます。また、30分に1回はドアを開放し、換気します。
- ・空調設備や窓の位置について、あらかじめ確認し、レイアウトを検討します。

○接触感染の防止

- ・食事、物品の配布時に列に並ばなくていいよう、配布方法を工夫します。番号等により配布時間をずらす、配布場所を複数にする、ポストの設置等を検討します。
- ・体調等不良者の食事は、配食スタッフが専用スペース入り口まで運び、専用スペーススタッフが受け取り配食します。
- ・段ボールベッドや毛布、布団などは使用者が変わるたびに、破棄または洗濯、消毒を行います。

○食事の受け渡し

- ・食事は、一人分ずつお皿で小分けし、また、できるだけ使い捨て食器を使用します。困難な場合は、ラップしたものを使用します。
- ・食事は、配食カウンターで個別に受け取ります。
- ・体調等不良者の食事は、配食スタッフが専用スペース入り口まで運び、専用スペース運営スタッフが受け取り配食します。

○熱中症対策

- ・空調設備を適切に使用し、要配慮者部屋はできるだけ28度以下に保ちます。
- ・避難所内で水分補給の案内を行います。

○その他の配慮

- ・福祉避難所には、心身の状態、年齢等によりマスクの着用やアルコール消毒等、定められた感染症対策を実施できない方も避難してきます。そうした方々に対する誤解や非難が生じないように対策を講じます。

2 避難者等の健康管理

福祉避難所に避難する要配慮者は、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化するリスクが高い方です。

早期に感染の疑いのある方を把握し、速やかに専用スペースへの移動や医療機関等への搬送を行うとともに、早期治療につなげるため、福祉避難所に関わるすべての方について健康管理を行います。

(1) 相談窓口の設置

- 心身に係る相談窓口を設置します。女性や乳幼児のニーズも把握するため窓口には女性も配置します。
- 必要に応じて専門的な知識や技術を持つ医師や保健師等の巡回相談を市災害対策本部に要請します。
- 対応を相談室（スペース）で行う場合、クリアフェンスを設置します。状況により、電話相談あるいはSNSの活用を検討します。

(2) 体調等不良者が発生した場合の対応

- 体調等不良者が発生した場合は、速やかに専用スペースに移動していただきます。その後、事前に検討した手順により、医療機関等において受診していただきます。
- 体調等不良者とそれ以外の方をやむを得ず同室にする場合は、簡易テント等で区切るなど接触を避けるための措置を講じます。
- 専用スペースにおいて、清掃の実施、食事の供給等を行うスタッフはマスク、フェイスガード、手袋、ガウン等の防護具を着用します。
- 運営スタッフ等を介した感染を防ぐため、体調等不良者に接する支援者、運営スタッフは限定します。必要に応じ外部に支援要請します。

(3) 感染者が確認された場合

- 保健所と連携し、感染者はできるだけ速やかに宿泊療養施設や病院に移送します。
- 事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、消毒や避難者の移動等を行います。
濃厚接触者を特定し、避難者が濃厚接触者の場合、専用スペース又は他の施設（宿泊施設等）に移します。
- 運営スタッフが濃厚接触者となった場合、2週間は業務に従事しません。
※保健所の要請により自宅待機等となります。
- PCR検査が陰性となった避難者は福祉避難所での生活は可能ですが、2週間程度は他の避難者等との接触は避けるようにします。
- 感染者が複数発生した場合、市は、公衆衛生対策の観点から福祉避難所の閉鎖について検討します。

3 人権保護

- 福祉避難所において差別や誹謗中傷などの人権侵害行為が発生しないよう福祉避難所となる施設の職員や運営スタッフは、新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解を深めます。
- 人権侵害行為が発生した場合に備え、避難所内に人権相談窓口を設置しておきます。女性相談員も配置し、相談があった場合は市の人権相談窓口につなぐなどして対応します。

参考：徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針～新型コロナウイルス感染症
対策編～（令和2年6月版）